

平成 25 年 11 月 25 日
国住指第 2930 号
国住街第 118 号
国住マ第 60 号
国住市第 107 号

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律等の施行について
(技術的助言)

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 20 号)、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 25 年政令第 293 号)、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成 25 年国土交通省令第 87 号)及び関連する告示は、いずれも平成 25 年 11 月 25 日から施行されることとなった。

今回の改正の運用について、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内市町村に対しても、この旨周知するとともに、市町村耐震改修促進計画の策定の促進等について指導、助言等を行うこととされたい。

記

第 1 改正の趣旨

近年、平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震や平成 23 年 3 月の東日本大震災など大規模地震が発生しており、特に東日本大震災は、これまでの想定を巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。我が国においては、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にある。

また、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

このような背景から、想定される被害を未然に防止するためには、国家的課題として、

建築物の耐震化を強力に推進していくことが不可欠であり、要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の実施及びその結果の報告の義務化、当該結果の公表、耐震改修の計画の認定における容積率、建ぺい率の緩和措置の創設、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度の創設、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設など、既存建築物の耐震化を緊急に促進するための改正を行ったものである。

第2 改正の概要

1 耐震改修の定義（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第2条関係）

法第2条第2項に規定する耐震改修の定義において、一部の除却を追加した。

2 都道府県耐震改修促進計画（法第5条関係）

(1) 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画において定める当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項に、新たに次に掲げる事項を記載することができるものとした。

イ 病院、官公署その他大規模地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合にあっては、当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

ロ 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合にあっては、当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

(2) 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に(1)イに定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者の意見を聴かなければならないこととした。

3 市町村耐震改修促進計画（法第6条関係）

(1) 市町村は、市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めることとした。

イ 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

ロ 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

ハ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

ニ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を

図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

ホ その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(2) 市町村は、市町村耐震改修促進計画において定める(1)ロに掲げる事項に次に掲げる事項を記載することができるものとした。

イ 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合にあっては、当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

ロ 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合にあっては、当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

(3) 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした。

4 要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務及び結果の公表等（法第7条から法第12条まで関係）

(1) 要安全確認計画記載建築物の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、耐震診断を行い、その結果を、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれに定める期限までに所管行政庁に報告しなければならないこととした。

イ 2(1)イにより都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物にあっては、当該都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

ロ その敷地が2(1)ロにより都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存不適格建築物にあっては、当該都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

ハ その敷地が3(2)イにより市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存不適格建築物にあっては、当該市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(2) 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が(1)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができるものとした。

(3) 所管行政庁は、(2)の命令をしたときは、その旨を公表しなければならないこととした。

(4) 所管行政庁は、(2)により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく

公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができることとした。

(5) 所管行政庁は、(1)の報告を受けたときは、当該報告の内容を公表しなければならないこととした。公表の方法については、(1)のイ、ロ又はハの区分に応じ、期限が同一である建築物ごとに取りまとめた上で公表することとした。

(6) 都道府県は、(1)ロに掲げる建築物の所有者から申請があったときは、耐震診断の実施に要する費用を支払うこととした。

また、市町村は、(1)ハに掲げる建築物の所有者から申請があったときは、耐震診断の実施に要する費用を支払うこととした。

(7) 要安全確認計画記載建築物の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修の努力義務が課され、所管行政庁は、必要があると認めるときは、当該所有者に対し必要な指導、助言、指示等を行うことができることとした。

5 所管行政庁による指示対象の拡大（法第 15 条関係）

今回の改正により、その敷地が都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物である特定既存耐震不適格建築物についても所管行政庁による指示の対象とすることとした。

6 一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等（法第 16 条関係）

要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならないこととした。

7 建築物の耐震改修の計画の認定に係る特例（法第 17 条関係）

建築物の耐震改修の計画の認定の対象となる増築及び改築の範囲を拡大することとした。

また、所管行政庁が、増築により容積率関係規定又は建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認め、耐震改修の計画の認定をしたときは、当該認定に係る建築物については、容積率関係規定又は建ぺい率関係規定は適用しないものとする事とした。

8 建築物の地震に対する安全性に係る認定（法第 22 条関係）

(1) 建築物の所有者は、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができるものとした。

(2) 所管行政庁は、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定を行うことができるものとした。

(3) 認定を受けた者は、認定を受けた建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、認定を受けている旨の表示を付することができるものとした。

(4) 何人も、(3)による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広

告等に、認定を受けている旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないこととした。

9 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定（法第 25 条関係）

- (1) 耐震診断が行われた区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができるものとした。
- (2) 所管行政庁は、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合しないと認めるときは、その旨を認定することができるものとした。
- (3) 認定を受けた区分所有建築物の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 17 条第 1 項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各 4 分の 3 以上の多数による集会の決議」とあるのは、「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は適用しないこととした。

10 要緊急安全確認大規模建築物の所有者の耐震診断の義務及び結果の公表等（法附則第 3 条関係）

- (1) 次に掲げる既存耐震不適格建築物である要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、耐震診断を行い、その結果を平成 27 年 12 月 31 日までに所管行政庁に報告しなければならないこととした。
 - イ 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - ロ 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - ハ 火薬類、石油類等の危険物を一定量以上貯蔵する貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物である既存耐震不適格建築物
- (2) 所管行政庁は、要緊急安全確認大規模建築物の所有者が(1)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができるものとした。
- (3) 所管行政庁は、(2)の命令をしたときは、その旨を公表しなければならないこととした。
- (4) 所管行政庁は、(2)により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができることとした。
- (5) 所管行政庁は、(1)の報告を受けたときは、当該報告の内容を公表しなければならないこととした。公表の方法については、用途ごとに取りまとめた上で公表することとした。
- (6) 要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物に

ついて耐震改修の努力義務が課され、所管行政庁は、必要があると認めるときは、当該所有者に対し必要な指導、助言、指示等を行うことができることとした。

1 1 耐震不明建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「令」という。）第3条関係）

今回の改正により、耐震診断が義務付けられることとなる4の要安全確認計画記載建築物、10の要緊急安全確認大規模建築物は、昭和56年5月31日以前のいわゆる旧耐震基準により建築等が行われたものであって、昭和56年6月1日以後に改修工事に着手し、検査済証の交付を受けた建築物（緩和規定が適用されている場合を除く。）以外のものを対象とすることとした。

1 2 要緊急安全確認大規模建築物の要件（令附則第2条関係）

(1) 要緊急安全確認大規模建築物の対象は、令第8条第1項各号に掲げる、所管行政庁の指示対象となる特定既存耐震不適格建築物と同じ用途であることとした。ただし、10(1)ハの建築物にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下であるものに限ることとした。

(2) 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることとした。

イ 病院、ホテル、旅館等 階数3及び床面積の合計5,000㎡

ロ 体育館 階数1及び床面積の合計5,000㎡

ハ 老人ホーム等 階数2及び床面積の合計5,000㎡

ニ 幼稚園又は保育所 階数2及び床面積の合計1,500㎡

ホ 小学校等 階数2及び床面積の合計3,000㎡

へ 火薬類、石油類等の危険物を一定量以上貯蔵する貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 階数1及び床面積の合計5,000㎡

1 3 耐震診断資格者の要件（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年国土交通省令第28号。以下「施行規則」という。）第5条関係）

4、8、9及び10における耐震診断は、一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士であって、登録資格者講習を受けた者又は国土交通大臣が定める者に行わせるものとした。

第3 今後の運用方針等

法の施行に当たっては、改正後の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）によるほか、以下の点に留意して運用されたい。

- 1 耐震診断義務付け対象建築物以外の既存耐震不適格建築物に対する指導等について
所管行政庁は、指示対象建築物に対する必要な指導・助言、指示等の実施をはじめ、

全ての既存耐震不適格建築物に対する必要な指導・助言の実施に努められたい。また、耐震診断義務付け対象建築物以外の既存耐震不適格建築物については、耐震診断の実施及びその結果の報告の義務付けの対象となっていないが、耐震診断及び耐震改修の努力義務があることをそれらの建築物の所有者に対して周知徹底を図られたい。

2 駐日外国公館に対する助言等について

法の対象としては、駐日外国公館の建築物が含まれ得ることから、所管行政庁は、当該駐日外国公館から耐震診断及び耐震改修に関する情報提供の依頼や相談があった場合には、必要な助言等を行われたい。

3 信託された建築物について

耐震診断の結果の報告が義務付けられた建築物が証券化等により信託された建築物である場合にあっては、耐震診断の実施のために受益者等からの指図が必要となることから、当該建築物の受益者や管理者等に対しても耐震診断を実施する必要性について、ホームページ等を活用し周知するなど必要な情報提供を図られたい。

4 床面積の合計の算定方法等について

令第6条第2項及び第3項、令第8条第2項及び第3項並びに令附則第2条各項における床面積の合計の算定等は、敷地単位ではなく、建築基準法において一の建築物として取り扱われているものごとに行うものとする。

5 通行障害建築物の建築物の高さの算定について

令第4条に規定する通行障害建築物の高さの算定については、建築基準法施行令第2条第6号と同様に、地盤面からの高さによるものとするが、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルまでは、当該建築物の高さに算入しないこととし、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出部は、当該建築物の高さに算入しないこととする。

また、施行規則第3条に規定する地形、道路の構造その他の状況により令第4条各号に定める距離によることが不相当である場合としては、道路と敷地とに高低差がある場合や前面道路の一部が立体化している場合などが想定され、このような場合には、施行規則第4条の規定により、地域の実情に応じた合理的な高さを規則で定められたい。

6 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の算定について

避難路沿道建築物の耐震診断の実施に要する標準的な費用の限度額は、過去の地方公共団体における耐震診断の補助の実績をもとに、大部分の耐震診断の実施において限度額の範囲内で行うことができるよう定めているが、アスベスト飛散防止のための措置を行う必要がある場合など、限度額の算定式を超える費用を要した場合であっても、都道府県知事又は市町村長が特別の事情があると認めた耐震診断の実施に要する

費用の額を合算できることとしている。また、この算定式により算出される額はあくまで限度額であり、実際に耐震診断の実施に要する費用がこの額を下回る場合は、都道府県又は市町村は、実際に要する費用を負担すれば足りることとしている。

7 耐震診断の結果の公表の内容について

法第9条の規定（法附則第3条において準用する場合を含む。）による耐震診断の結果の公表において公表すべき事項のうち、建築物の概要の内容は、具体的には、位置、用途、建築物の名称（建築物の名称がない場合を除く。）及び大規模な地震が発生した場合における利用方法（法第5条第3項第1号の規定に基づき都道府県が都道府県耐震改修促進計画に記載する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物に限る。）とする。

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「指針」という。）第1ただし書の規定による国土交通大臣が指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法（以下「認定診断法」という。）により耐震診断を行う場合の耐震診断の結果に関する事項は、それぞれの認定診断法において定められた構造耐震指標等及び当該構造耐震指標等に応じた安全性（指針別表第1又は別表第6の下欄に定める構造耐力上主要な部分に対する安全性の評価（以下「安全性評価」という。）に準じて評価した結果）とする。ただし、構造耐震指標等を算定することとされていない認定診断法にあっては、安全性評価に準じて評価した結果を記載することとする。

一敷地に複数の建築物があり、その一部が耐震診断の義務付けの対象である場合には、対象となっている建築物を示す名称等を明記するなど適切な情報提供を行われたい。また、耐震診断の結果を報告した建築物について、耐震診断の結果の公表後に耐震改修、建替え等が実施された場合など、報告の内容の変更の申し出があった場合には、速やかに公表内容への付記又は更新がなされるよう配慮されたい。

建築物の所有者から報告された耐震診断の結果については、施行規則第22条（附則第3条において第22条を準用する場合を含む。）に基づき、所管行政庁は、報告を一覧できるよう取りまとめて、公表することとされている。これは、公平性の確保の観点から、耐震診断の結果を早く報告した者が先に公表されることにより、遅く報告した者よりも不利になることがないようにするためであり、所管行政庁により報告が取りまとめられるまでの間は、公表しないこととする趣旨である。

8 耐震診断の実施に係る経過措置について

施行規則附則第2条では、改正後の施行規則の施行前に要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物の所有者が耐震診断を行わせた場合には、施行規則第5条第1項（附則第3条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物の所有者が同項各号に掲げる者に耐震診断を行わせたものとみなすこととしているが、耐震診断の実施に係る契約の締結など耐震診断に着手したことをもって耐震診断を行わせたものとして取り扱われたい。

9 共同所有者がいる場合の報告について

法第 8 条第 1 項の規定による命令並びに法第 13 条第 1 項、法第 15 条第 4 項、法第 24 条第 1 項及び法第 27 条第 4 項の規定による報告徴収が、共同所有者がいる建築物になされた場合において、共同所有者のいずれかの者によって報告がなされた場合には、報告義務が履行されたものとして取り扱われたい。

1 0 報告徴収の期限の明示について

法第 13 条第 1 項、法第 15 条第 4 項、法第 19 条、法第 24 条第 1 項、法第 27 条第 4 項及び法第 41 条の規定による報告徴収に当たっては、報告を行うべき期限を明示した上で、報告を求められたい。

1 1 警察施設に対する報告徴収又は立入検査について

警察施設に対して報告徴収又は立入検査を行う際には、捜査活動、留置業務等の用に供しているという当該施設の特異性から当該捜査活動、留置業務等に著しい支障が生じないよう十分配慮されたい。

1 2 耐震改修の計画の認定について

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項第 5 号又は第 6 号の規定に基づき、容積率又は建ぺい率の緩和を伴う耐震改修の計画の認定を行う場合にあっては、当該計画に係る工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであるものに限られるよう適切に運用されたい。また、当該認定に係る建築物が違反建築物である場合には、建築基準法第 9 条の規定に基づく是正命令の的確な実施などにより、その是正がなされるよう取り組まれたい。

1 3 表示制度について

法第 22 条の規定に基づく認定の対象となる建築物と同等以上の耐震性能があることに関して、法の施行前に既に地方公共団体等により独自の表示制度が設けられ、当該制度が定着している場合には、当該制度に基づく表示は法第 22 条第 4 項の紛らわしい表示に該当しないと解して差し支えない。紛らわしい表示に該当しない独自の表示制度の例としては、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会及び耐震改修支援センター（一般財団法人日本建築防災協会）による耐震診断・耐震改修マーク表示制度（平成 25 年 11 月 24 日で発行終了）、東京都による東京都耐震マーク制度、横浜市による耐震改修済証交付制度等が挙げられる。

なお、独自の表示制度を設けている地方公共団体においては、将来的には法に基づく表示制度に移行していくことが望ましいが、当面は、建築物の利用者が混乱することのないよう、法に基づく表示制度と地方公共団体における表示制度の共通点、相違点等について十分な周知を図られたい。

また、本制度の活用は建築物の所有者の任意であるため、この表示がないことをもって耐震性能がないことを示すものではないことについて誤解が生じないよう制度の

周知に当たっては留意されたい。

1.4 地域の技術者等との連携について

住宅及び建築物の耐震改修が円滑に進められるよう、地方公共団体においては、建築士関係団体や建築関連団体との連携のもと、十分な技術者及び事業者の育成及び確保に努めるとともに、建築物の所有者に対して耐震診断や耐震改修設計が可能な建築士の情報を提供するなど、耐震診断及び耐震改修における地域の技術者及び事業者の取組みを促進されたい。

1.5 耐震改修と併せた総合的な建築物の改修の促進について

構造躯体の耐震改修と併せて天井などの非構造部材及び建築設備の脱落防止対策や省エネ改修、バリアフリー改修等の工事を実施することが効率的となる場合があることから、所有者に対して耐震改修の実施に当たり非構造部材、建築設備等も含めた総合的な改修の実施を指導されたい。

また、建築設備については地震発生時にも機能を継続するためより高度な耐震化を図ることも重要であり、このような場合には建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 18 に規定する建築設備士の活用を促すことなどにより、適切に建築設備の耐震化が図られるよう努められたい。

1.6 その他

建築物の耐震化を促進する上で、耐震診断、耐震改修等に要する所有者等の費用負担の軽減を図ることは重要な課題であることから、これらに対する助成制度の整備・充実を図るとともに、所有者等に対する融資制度、税の優遇措置等についても、関係各部署との連携のもと、周知徹底を図られたい。

特に、耐震診断義務付け対象建築物については、早急な耐震診断の実施及び耐震改修等の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましく、国の補助・交付金を活用し、早期に助成制度の整備・充実を図られたい。具体的には、次に掲げる事項に取り組み、所有者等の負担軽減に実効ある助成制度となるよう図られたい。

イ 耐震診断義務付け対象建築物に対する耐震診断費及び耐震改修費への補助制度の創設・充実

ロ 災害時において避難所等の防災拠点となる病院、ホテル・旅館、福祉施設等の用途の建築物に対する助成率の高い耐震改修費の補助制度の創設

ハ 耐震診断の結果、建替えを選択する建築物に対する上記補助制度の適用

さらに、貴管内市町村においても助成制度の整備が行われるよう周知を図るとともに、特に中小事業者への財政的、技術的な支援に努められたい。